LOVE SAIJO
Action! SDGs
いっしょにやろや ちょっとずつ

西条市立小・中学校の
適正規模及び適正配置に関する基本計画

令和８年１０月

西 条 市 教 育 委 員 会

目　　次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

１ 計画の基本事項

(1) 計画の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(2) 計画の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(3) 計画の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(4) 計画の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

２　西条市の小中学校の現状と課題

(1) 児童生徒数・学級数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
(2) 今後の児童生徒数の推計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
(3) 学校施設の現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

３　西条市が目指す学校教育

(1) 学校教育の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
(2) 西条市の学校教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

４　小中学校の再編計画

(1) 基本的な考え方について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
(2) 望ましい学校の適正配置について・・・・・・・・・・・・・・・・・12
(3) 学校規模の適正化にかかる基本方針について・・・・・・・・・・・・13
(4) 各地域の学校適正規模・適正配置に係る適正化計画・・・・・・・・14

５　学校再編にあたって配慮すべき事項

(1) 児童生徒への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
(2) 通学への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
(3) 施設・設備面の配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
(4) 保護者への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
(5) 放課後児童クラブ利用者への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・24
(6) 地域の拠点機能としての配慮・・・・・・　・・・・・・・・・・・24

６　学校適正規模・適正配置の進め方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・25

はじめに

国の人口は平成 20 年をピークに減少を続けており、平成 27 年には 75 歳以上人口が 0～14 歳人口を上回るなど、少子高齢化はより顕著になっています。

本市においても例外ではなく、2 市 2 町の合併年度である平成 16 年 5 月時点の児童生徒数は 10,133 人でしたが、令和 8 年度には 7,318 人となり、22 年間で約 28%減少しています。また、今後の児童生徒数の推計においても、令和 17 年度には 6,260 人、25 年後となる令和 32 年度には 5,089 人まで減少することが予測されており、合併当時から半数程度になる見込みとなっています。

学校教育は児童生徒が集団の中で多様な考え方に触れ、お互いを認め合い、切磋琢磨しながら一人ひとりの資質・能力を伸ばしていくことが重要です。そのためには一定数以上の児童生徒が在籍する学校規模が確保されることが求められています。

このような状況を踏まえ、令和 6 年度に学識経験者や自治会、PTA、学校関係者等の外部委員などからなる「西条市学校適正規模・適正配置等審議会」（以下「審議会」という。）を設置し、次代を担う子どもたちの教育のあり方や学校規模・適正配置等について、教育委員会による諮問が行われました。

審議会では、児童生徒の教育環境を第一に考えながら、様々な立場の委員が慎重に議論を重ね、本市の学校における将来的な課題への対応や、学校教育の充実のための適切な学校規模や配置等についての意見をまとめました。

令和 7 年 1 月に西条市教育委員会は審議会からの答申を受け取り、学校規模等の適正化に係る取組を推進することとしました。対象となる学校の保護者や地域住民を中心に答申内容の説明会等を開催し、令和 8 年 4 月には、「西条市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針（案）」を公表し、市民から広く意見をいただくためにパブリックコメントを実施し、令和 8 年 7 月に「西条市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」を策定しました。

この度、西条市教育委員会では、その方針に基づき、子どもたちにとって望ましい教育環境の実現やより質の高い教育の充実を図るため、具体的な学校再編の時期や手法などの基本的な考え方をまとめた「西条市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本計画（案）」を策定し、令和 8 年 8 月にパブリックコメントを実施した後、令和 8 年 10 月に「西条市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本計画」を策定しました。

本計画を進めるにあたり、これまでの教育環境を再確認し、魅力ある学校づくりへ繋がる機会として捉え、西条市で魅力ある質の高い教育を受けることができる学校づくりにつなげていきたいと考えています。

西条市教育委員会

1　計画の基本事項

(1)　計画の考え方

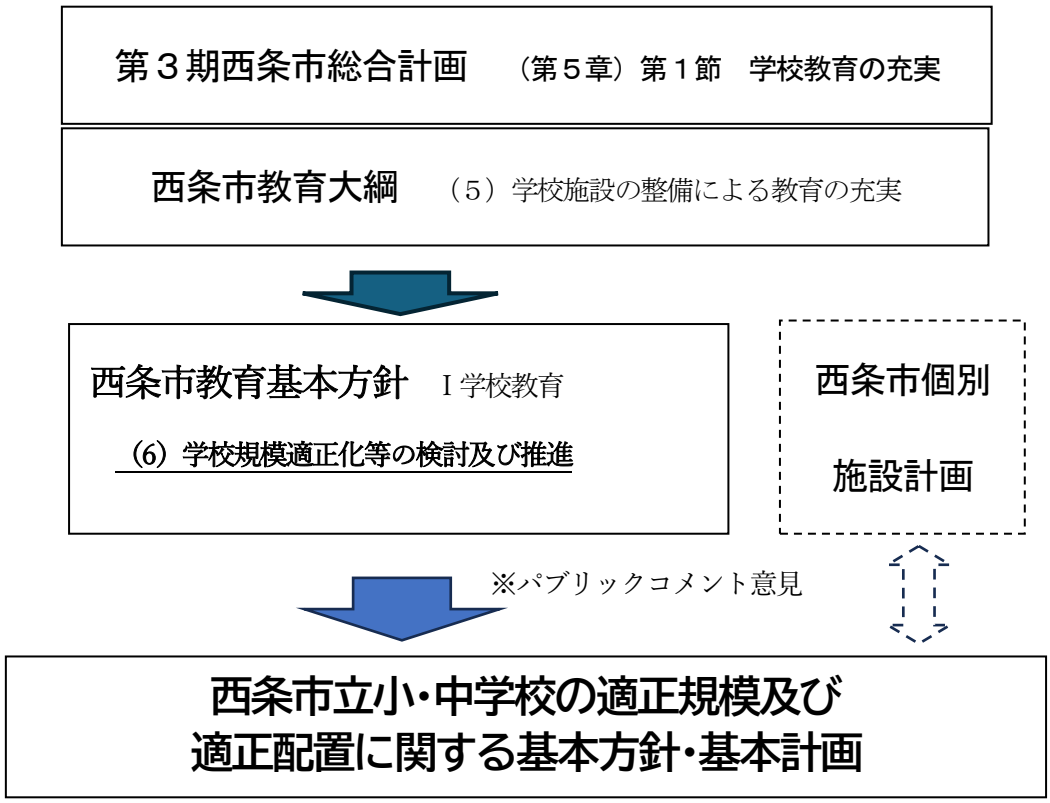
本計画は、審議会からの答申に基づき、西条市の子どもたちにとって「より良い教育環境とするために、学校はどうあるべきか」という教育的視点を第一に考え、学校の規模や配置等を考慮して策定したものです。

(2)　計画の目的

本計画は中長期的な視点をもって学校規模等の適正化を行い、新たな時代を生きる子どもたちにより良い教育環境を提供し、西条市の教育の質を一層向上させることを目的としています。計画の範囲は概ね 2050 年（令和 32 年度）までの約 24 年としました。

(3)　計画の位置付け

「西条市総合計画」、「西条市教育大綱」、及び「西条市教育基本方針」に基づいた計画とします。また、「西条市個別施設計画」については、今後の学校規模等の適正化を考慮しながら、本計画に沿って見直しを図ります。



(4)　計画の見直し

国や愛媛県における教育制度の改正や社会情勢の変化、児童生徒数の推計に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

2　西条市の小中学校の現状と課題

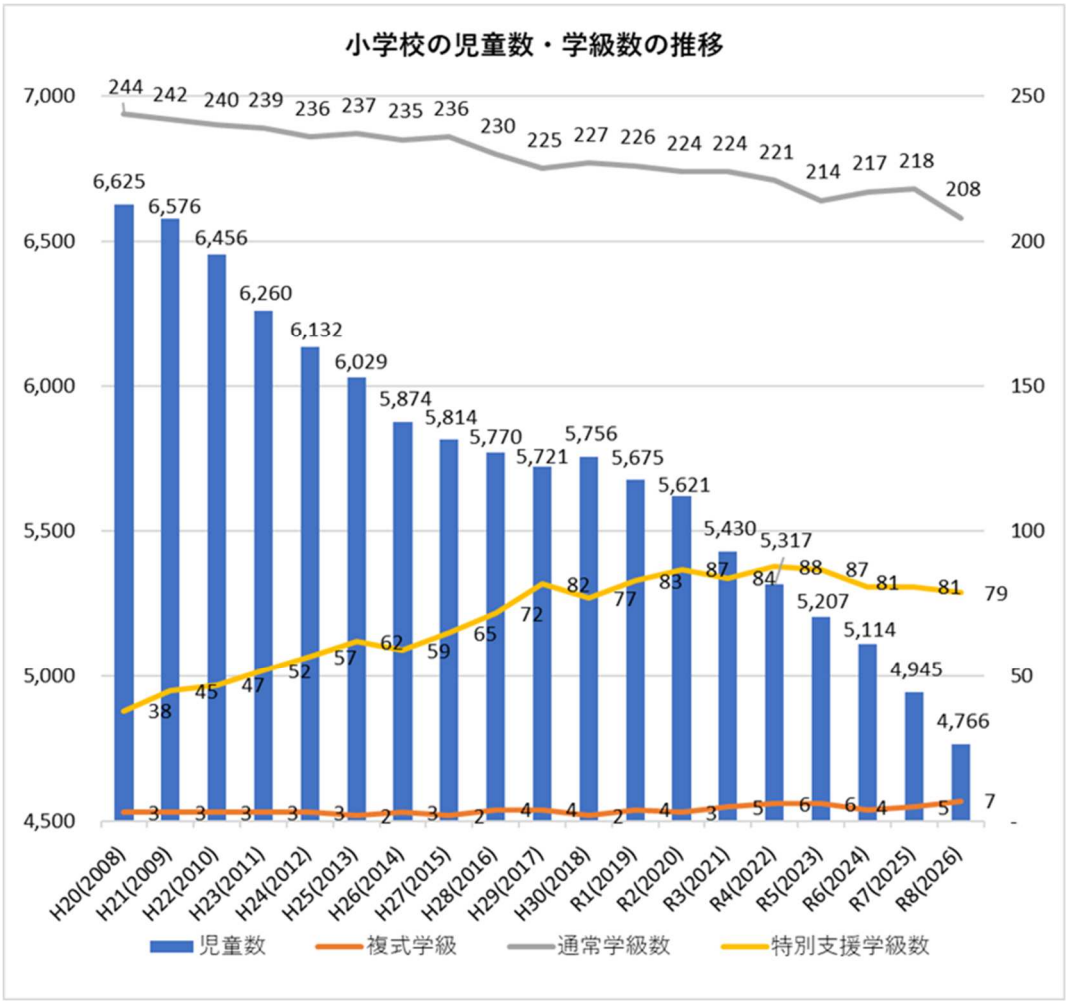
(1)　児童生徒数・学級数の推移

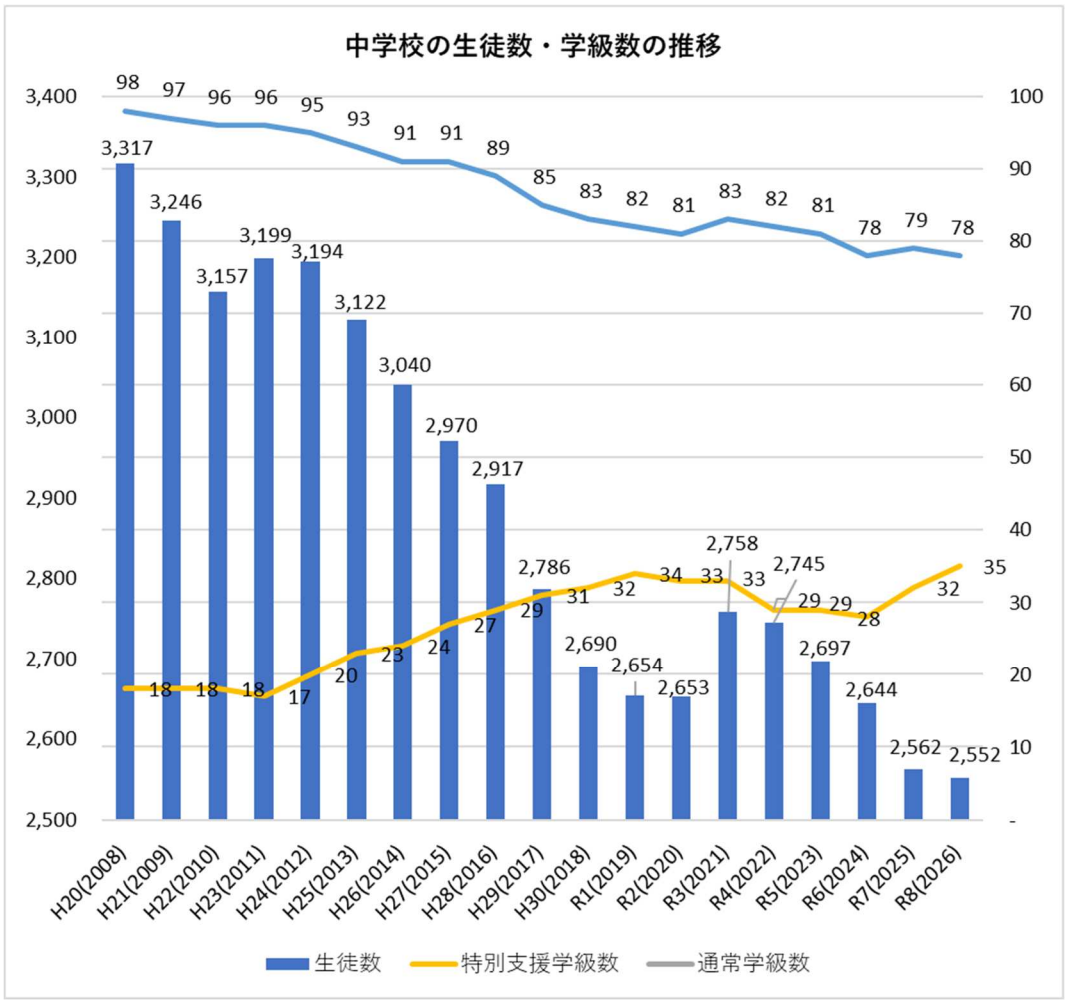
本市の小学校及び中学校の児童生徒数は、合併後の約 20 年間にわたり減少を続けています。具体的には 2004 年（平成 16 年）の 10,133 人から 2026 年（令和 8 年）の 7,318 人になり、全体で 28%減少しています。

学級数については、統計データのある 2005 年（平成 17 年）以降、通常学級が減少している一方で、特別支援学級が増加しており、全体としては緩やかな増加傾向が見られます。2021 年（令和 3 年）には小学校の通常学級が 40 人学級から 35 人学級に変更されたにもかかわらず、その数は依然として減少を続けています。

複式学級についても注目すべきです。合併当時の 2005 年（平成 17 年）には小学校で 1 校のみであった複式学級が、2018 年（平成 30 年）には 2 校となり、2026 年（令和 8 年）の 5 月 1 日現在では 4 校 7 学級に増加し、この傾向は今後も続くものと予想されています。

年　度	児童生徒数　(人)			学 級 数
	小 学 校	中 学 校	合　計	
1995 (H7)	8,056	4,478	12,534	－
1996 (H8)	7,760	4,386	12,146	－
1997 (H9)	7,410	4,320	11,730	－
1998 (H10)	7,331	4,250	11,581	－
1999 (H11)	7,059	4,131	11,190	－
2000 (H12)	6,928	3,992	10,920	－
2001 (H13)	6,891	3,832	10,723	－
2002 (H14)	6,814	3,653	10,467	－
2003 (H15)	6,821	3,447	10,268	－
2004 (H16)	6,727	3,406	10,133	－
2005 (H17)	6,791	3,330	10,121	391
2006 (H18)	6,752	3,352	10,104	396
2007 (H19)	6,641	3,346	9,987	397
2008 (H20)	6,625	3,317	9,942	398
2009 (H21)	6,576	3,246	9,822	402
2010 (H22)	6,456	3,157	9,613	401
2011 (H23)	6,260	3,199	9,459	404
2012 (H24)	6,132	3,194	9,326	408
2013 (H25)	6,029	3,122	9,151	415
2014 (H26)	5,874	3,040	8,914	409
2015 (H27)	5,814	2,970	8,784	419
2016 (H28)	5,770	2,917	8,687	420
2017 (H29)	5,721	2,786	8,507	423
2018 (H30)	5,756	2,690	8,446	419
2019 (R1)	5,675	2,654	8,329	425
2020 (R2)	5,621	2,653	8,274	425
2021 (R3)	5,430	2,758	8,188	424
2022 (R4)	5,317	2,745	8,062	420
2023 (R5)	5,207	2,697	7,904	411
2024 (R6)	5,114	2,644	7,758	404
2025 (R7)	4,945	2,562	7,507	410
2026 (R8)	4,766	2,552	7,318	400


小学校の児童数・学級数の推移
7,000
6,500
6,000
5,500
5,000
4,500
250
200
150
100
50
-
244 242 240 239 236 237 235 236 230 225 227 226 224 224 221 214 217 218 208
6,625 6,576 6,456 6,260 6,132 6,029 5,874 5,814 5,770 5,721 5,756 5,675 5,621 5,430 5,317 5,207 5,114 4,945 4,766
38 45 47 52 57 62 59 65 72 82 77 83 87 84 88 87 81 81 79
3 3 3 3 3 2 3 2 4 4 2 4 3 5 6 6 4 5 7
H20(2008) H21(2009) H22(2010) H23(2011) H24(2012) H25(2013) H26(2014) H27(2015) H28(2016) H29(2017) H30(2018) R1(2019) R2(2020) R3(2021) R4(2022) R5(2023) R6(2024) R7(2025) R8(2026)
児童数
複式学級
通常学級数
特別支援学級数


中学校の生徒数・学級数の推移
3,400
3,300
3,200
3,100
3,000
2,900
2,800
2,700
2,600
2,500
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
-
98 97 96 96 95 93 91 91 89 85 83 82 81 83 82 81 78 79 78
3,317 3,246 3,157 3,199 3,194 3,122 3,040 2,970 2,917 2,786 2,690 2,654 2,653 2,758 2,745 2,697 2,644 2,562 2,552
18 18 18 17 20 23 24 27 29 31 32 34 33 33 29 29 28 32 35
H20(2008) H21(2009) H22(2010) H23(2011) H24(2012) H25(2013) H26(2014) H27(2015) H28(2016) H29(2017) H30(2018) R1(2019) R2(2020) R3(2021) R4(2022) R5(2023) R6(2024) R7(2025) R8(2026)
生徒数
特別支援学級数
通常学級数

(2)　今後の児童生徒数の推計

①　小学校別児童数の将来推計

2025 年（令和 7 年）から 25 年後となる 2050 年（令和 32 年）には、小規模校が 9 校となり、過小規模校においても 11 校生じることが予測されています。

小学校	2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2045 (R27)	2050 (R32)
西条小	478	445	405	358	323	294
神拝小	690	684	648	614	570	531
大町小	548	489	459	435	415	400
玉津小	519	557	587	609	610	635
飯岡小	281	245	220	214	211	198
神戸小	165	140	115	104	98	91
禎瑞小	50	44	38	38	39	36
橘小	78	64	51	40	34	29
氷見小	141	128	122	118	112	105
壬生川小	215	203	186	168	148	132
周布小	158	144	136	125	121	122
吉井小	111	86	68	57	53	49
多賀小	258	255	253	256	246	231
国安小	174	156	139	123	109	102
吉岡小	134	124	114	103	90	84
三芳小	80	75	66	54	43	35
楠河小	76	62	48	37	31	24
庄内小	60	50	46	45	39	33
丹原小	226	188	156	132	110	94
徳田小	36	25	18	13	12	11
田滝小	9	8	4	1	1	1
田野小	63	57	46	35	27	23
中川小	67	51	34	24	19	15
小松小	251	185	152	129	113	96
石根小	77	53	36	30	24	21
合計	4,945	4,516	4,148	3,862	3,598	3,390

小規模校　過小規模校

※1 2015 年、2020 年国勢調査データに基づき算出。但し、2025 年（R7）は実数。

※2 全校児童数が 210 人以下となる場合を小規模校、60 人以下となる場合を過小規模校と設定。

※3 端数処理をおこなっているため、合計値が一致しない場合あり。

② 中学校別生徒数の将来推計

2025 年（令和 7 年）から 25 年後となる 2050 年（令和 32 年）には、小規模校が 5 校となり、過小規模校においても 1 校生じることが予測されています。

中学校	2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2045 (R27)	2050 (R32)
西条東中	387	387	377	389	394	392
西条西中	156	130	110	101	96	90
西条南中	383	345	306	283	267	255
西条北中	547	530	498	464	426	392
東予東中	394	354	332	307	292	273
東予西中	138	149	134	122	108	96
河北中	120	90	77	67	55	45
丹原東中	198	168	133	109	89	73
丹原西中	39	31	20	14	10	8
小松中	200	169	125	101	86	76
合計	2,562	2,353	2,112	1,955	1,821	1,699

小規模校　過小規模校

※1 2015 年、2020 年国勢調査データに基づき算出。但し、2025 年（R7）は実数。

※2 全校生徒数が 120 人以下となる場合を小規模校、15 人以下となる場合を過小規模校と設定。

※3 端数処理をおこなっているため、合計値が一致しない場合あり。

(3) 学校施設の現状と課題

① 学校施設の現状と課題

高度経済成長期の人口の急増にあわせ、全国的に公共施設が整備されてきました。本市の学校施設は児童生徒数の増加や、老朽化した木造校舎の改築等に伴い、昭和 45 年頃から昭和 60 年代前半までの間に整備が集中しています。学校施設は、普通教室棟や特別教室棟、屋内運動場（体育館）など複数の棟で構成されていることから、建築年度や構造上に違いがあり、耐震補強や増改築の時期も様々となっています。このような状況の下、改築、改修、維持補修に多額の経費が見込まれています。安全・安心・快適な教育環境を確保していくため、本市の人口規模や財政規模などを踏まえた学校施設の維持管理等が課題となっています

② 計画的な長寿命化改修の必要性

施設を長期間にわたり適切に使用するためには、構造体の老朽化だけでなく、部分的な機能低下や設備機器の老朽化等についても改修や更新が必要です。併せて、利便性の向上にも対応する必要があります。本市の学校施設の状況については以下のとおりです。学校施設に関しては、耐震補強工事にあわせて事後保全的な改修が行われており、一部の学校では大規模改修工事も実施されています。（※参考資料）しかしながら、厳しい財政状況によって予防保全を目的とした機能向上工事は十分に実施できていない状況です。

○西条市小学校・中学校　主要施設概要表

No	施設名	敷地面積(㎡)	棟名	施設面積(㎡)	建築年
1	西条小学校	19,905	普通特別教室棟	2,482	H2,H21
			管理教室棟	2,585	S46,S47
			ことばの教室	200	H20
			屋内運動場	725	S52
			プール	1,003	S38
			グラウンド	8,648	
2	神拝小学校	20,415	資料室	217	S51.S62,H5
			教室棟	520	S57
			普通教室棟	3,747	S51,H17
			管理教室棟	1676	S50
			昇降口	68	S51
			屋内運動場	945	S53
			プール	1,312	S38
			グラウンド	7,802	
3	玉津小学校	17,568	教室棟	1,990	S41
			新校舎	1,229	H27
			管理教室棟	1,466	S56
			屋内運動場	612	S49,S58
			プール	1,203	S44
			グラウンド	8,316	
4	飯岡小学校	17,130	普通教室棟	2,638	S48,S55
			教室棟	1,668	S56
			屋内運動場	1,459	S51,S62
			プール	1,098	S56
			グラウンド	8,819	
5	大町小学校	15,974	管理教室棟	4,050	S54,S60
			昇降口	65	S60
			普通教室棟	1,200	S40
			屋内運動場	945	S54
			プール	998	S43
			グラウンド	7,150	
6	神戸小学校	12,571	管理教室棟	2,566	S54
			特別教室棟	360	S60
			屋内運動場	540	S48,S57
			プール	968	S44
			グラウンド	7,793	
7	禎瑞小学校	9,460	普通教室棟	1,140	S54
			特別教室棟	805	H3
			屋内運動場	532	S56
			プール	681	S58
			グラウンド	5,702	
8	橘小学校	10,528	教室棟	180	S58
			家庭科室棟	131	S51
			管理教室棟	1,670	S55
			屋内運動場	532	S55
			プール	739	S48
			グラウンド	6,568	
9	氷見小学校	13,262	校舎	2,588	S54
			屋内運動場	532	S54
			プール	962	S46
			グラウンド	5,867	
10	西条東中学校	23,707	教室棟	1,652	S59
			管理教室棟	2,636	S54
			技術棟	293	H15
			柔剣道場	452	H3
			屋内運動場	1,028	S47,S63
			プール	767	S47
			グラウンド	12,949	

No	施設名	敷地面積(㎡)	棟名	施設面積(㎡)	建築年
11	西条北中学校	25,114	管理教室棟	2,984	S52
			管理特別教室棟	1,720	S56
			特別教室棟	809	S61
			普通特別棟	300	H22
			技術科棟	334	S36
			柔剣道場	459	H4
			屋内運動場	1,742	H29
			プール	838	S57
			グラウンド	14,578	
12	西条南中学校	25,090	管理教室棟	5,138	S42,S43
			昇降口	166	S43
			柔剣道場	474	H3
			技術室	209	H30
			屋内運動場	1,548	H30
			プール	846	S50
			グラウンド	14,964	
13	西条西中学校	21,416	管理教室棟	2,632	S53
			特別教室棟	694	S58
			技術科棟	288	S58
			柔剣道場	454	H7
			屋内運動場	1,546	R2
			プール	749	S55
			グラウンド	13,606	
14	壬生川小学校	15,607	普通教室棟	1,104	S60
			特別教室棟	456	S60
			管理特別教室棟	2,441	S55
			屋内運動場	840	S60
			プール	921	S41
			グラウンド	4,701	
15	多賀小学校	15,849	管理特別教室棟	1,667	S58
			普通教室棟	1,368	S54
			屋内運動場	682	S58
			プール	760	S42
			グラウンド	7,179	
16	周布小学校	12,291	校舎	2,935	S61
			屋内運動場	894	H10
			プール	574	S41
			グラウンド	3,684	
17	吉井小学校	12,349	普通教室、特別教室、管理普通教室	2,865	H3
			屋内運動場	556	S52
			プール	758	S39
			グラウンド	6,108	
18	国安小学校	16,171	校舎棟	3,536	S57
			屋内運動場	840	H1
			プール	884	S43
			グラウンド	8,021	
19	吉岡小学校	13,240	特別教室棟、管理特別教室棟	2,140	H4
			屋内運動場	537	S53
			プール	1,240	H16
			グラウンド	5,386	
20	三芳小学校	8,803	校舎棟、普通教棟、特別教棟	2,140	S62
			屋内運動場	519	S48
			プール	801	S44
			グラウンド	3,414	
21	楠河小学校	10,949	特別教室棟	1,016	S51
			管理・普通教室棟	2,180	S58
			屋内運動場	550	S46
			プール	856	S44
			グラウンド	6,455	
22	庄内小学校	9,684	管理特別普通教室棟	1,796	S56
			屋内運動場	554	S56
			プール	1,143	S39
			グラウンド	4,345	
23	東予東中学校	27,682	普通教室棟	2,784	S45
			管理・特別教室棟	2,179	S45
			図書室棟	252	S46
			技術教室棟	221	H29
			武道場	162	S48
			屋内運動場	1,445	S47
			プール	1,273	S56
			グラウンド	12,981	

No	施設名	敷地面積(㎡)	棟名	施設面積(㎡)	建築年
24	東予西中学校	21,096	管理・普通教室棟	2,280	H2
			特別教室棟	1,472	H2
			14 柔剣道場	207	S55
			屋内運動場	830	S41
			プール	1,342	S51
			グラウンド	11,278	
25	河北中学校	19,973	校舎棟	3,804	S63
			技術棟	266	S63
			武道場	205	S53
			屋内運動場	1,107	S59
			プール	990	S45
			グラウンド	8,681	
26	丹原小学校	16,188	管理教室棟及び教室棟	1,952	S51
			教室棟	1,454	S51
			特別教室棟	502	S56
			屋内運動場	1,376	S52
			プール	1,095	S51
			グラウンド	9,202	
27	徳田小学校	8,543	管理教室棟	1,776	S55
			屋内運動場	543	S55
			プール	1,082	S59
			グラウンド	2,167	
28	田滝小学校	4,983	管理教室棟	952	H1
			屋内運動場	540	H1
			プール	567	H12
			グラウンド	2,378	
29	田野小学校	11,607	管理教室棟	2,327	S60
			屋内運動場	825	H8
			プール	1,247	H08
			グラウンド	5,529	
30	中川小学校	11,338	管理教室棟	2,579	S59
			屋内運動場	864	S59
			プール	1,275	S59
			グラウンド	4,190	
31	小松小学校	14,201	管理教室棟	4,433	S55
			屋内運動場	1,022	S55
			プール	1,364	H15
			グラウンド	7,282	
32	石根小学校	12,041	教室棟	2,235	S57
			特別教室棟	400	H11
			屋内運動場	703	S55
			プール	1,136	S42
			グラウンド	6,700	
33	丹原東中学校	31,958	管理教室棟	3,603	H9
			特別教室棟	1,331	H9
			格技場	270	S56
			屋内運動場	1,378	H10
			地域学校連携施設	148	H10
			プール	1,207	S57
			グラウンド	15,516	
34	丹原西中学校	27,570	管理教室棟	3,585	H12
			武道場	214	H12
			屋内運動場	1,083	H12
			地域学校連携施設	176	H12
			倉庫	55	H12
			プール	1,109	H13
			グラウンド	13,099	
35	小松中学校	25,626	管理教室棟	3,685	H16
			特別教室棟	1,382	H3
			屋内運動場	1,631	H17
			プール	1,159	S47
			グラウンド	14,666	

3　西条市が目指す学校教育

(1)　学校教育の方針

「令和の日本型学校教育」では、変化の激しい時代を生き抜き、持続可能な社会の創り手となるための「子供たちに育むべき資質・能力」の育成が求められています。学習指導要領では、子どもの主体的な学びが重要視されており、知識の習得にとどまらず、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指します。

この学びにおいて、一人ひとりが自分の良さを認識しつつ、多様な他者と協働して課題を解決する力は極めて重要です。特に、対話を通じて根拠に基づき自らの考えを広げ、他者と議論しながら集団としての考えを発展させていく過程には、一定の規模を有する集団環境が欠かせません。限られた人数では経験できない多様な視点との衝突や調和こそが、他者への思いやりを育み、複雑な社会課題に立ち向かう土壌となるためです。

ICT で個々の習熟度に応じた「個別最適な学び」を深めることも大切ではありますが、その知見を社会の中で活かす実践の場として、ある程度の集団の中での協働活動は、資質・能力を育むための不可欠な基盤といえます。

(2)　西条市の学校教育

西条市では「心豊かにたくましく生きる西条っ子の育成」を教育目標に掲げ、ICT を活用した学び都、地域社会が一体となって子供を支える環境づくりを推進しています。

①　学びの革新とウェルビーイング※1 の追求

デジタル学習基盤を効果的に活用し、児童生徒が主体的に「つながる・分かる・楽しい」を感じられる「学び合い学習」を展開しています。この授業改善と連動させ、一人ひとりの幸福（ウェルビーイング）を重視した生徒指導を強化するとともに、不登校・いじめの未然防止やオンライン学習を通じた居場所づくりに注力し、すべての子どもが安心して学べる環境を整えています。

※1　身体的・精神的・社会的に健康な状態であり、持続的な幸福と豊かさを感じられる状態のこと。

②　社会に開かれた特色ある教育の展開

「グローバル・コンピテンシー※2」を育む英語教育では、多様な価値観を尊重できる国際感覚を備えた人材を育成します。また、特別支援教育においてはインクルーシブ教育※3 を推進し、個々のニーズに応じた合理的配慮を徹底していきます。さらに、地域社会をフィールドとする「コミュニティ・スクール」を通じて、探究型の体験学習を行い、子どもたちの郷土愛と貢献意欲を育んでいます。

※2　国際的な場で必要となる能力・資質・力量のこと。

※3　一人ひとりの個性や多様性を尊重し、全ての子どもが分け隔てなく学べる仕組みのこと。

③　持続可能な学校運営と教育環境の適正化

教育の質を維持・向上させるため、持続可能な運営体制の構築に取り組んでいます。

働き方改革の推進：教育 DX による校務効率化と教職員のウェルビーイング向上を図り、子どもと向き合う時間を確保します。

学校規模適正化の検討：将来的な児童生徒数の減少を見据え、子どもたちにとってより豊かな人間性の育成と良好な学習環境を創出できるよう、学校規模の適正化や適正配置に向けた検討を深化させています。

これらを通じ、「ともにつくり、みんなが育つ学校」の実現を目指します。

西条市では、「ICT を駆使した協働的な学び」と「地域・家庭との緊密な連携」を両輪としつつ、将来を見据えた学校規模適正化を推進することで、時代に適応した柔軟かつ質の高い教育環境を整備し、次世代を担う子どもたちの可能性を最大化させる教育を目指しています。

④ 教科担任制の導入

西条市教育基本方針で掲げる「未来を切り拓く豊かな人間性と確かな学力の育成」の実現に向け、小学校高学年からの**「教科担任制の導入」**を推進します。

「教科担任制」とは、教科ごとに担当教員を割り当て、専門的な知識に基づく授業を行う指導体制で、教員の専門性を活かした授業を通じて、児童の「確かな学力」と「自立し支え合う心」を育むものです。導入の最大のメリットは、教材研究の深化による授業の質の向上と、中学校進学を見据えた中一ギャップの解消にあります。また、役割分担による準備の効率化は、教員の働き方改革を推進し、児童一人ひとりと向き合う質の高い時間を確保します。

さらに、複数の教員が多角的な視点で児童に関わることで、多様な価値観を育む教育環境が構築され、現代の変化の激しい社会を生き抜く力を養うために不可欠であります。

4　小中学校の再編計画

(1)　基本的な考え方について

学校規模の適正化を図る上では、第一に学校の果たす役割を再確認する必要があります。義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としており、学校は、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要になります。

そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられることから、一定の学校規模を確保することが重要とされています。

学校規模の適正化の検討は、様々な要素が絡む困難な課題ですが、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものであり、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、現在の学級数や児童生徒数の下で、具体的にどのような教育上の課題があるかなどについて、保護者や地域住民の皆さんと共通理解を図りながら、考える必要があります。

(2)　望ましい学校の適正配置について

学校の配置に当たっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要です。文部科学省による通学

条件の基準として、通学距離による考え方については、小学校で概ね４㎞以内、中学校で概ね６㎞以内とされており、通学時間による考え方については、概ね１時間以内を一定の目安とした上で、各地域の実情や児童生徒の実態に応じて判断を行うことが適当であるとされています。

本市における現状の通学距離は、小学校で概ね３㎞以内、中学校で概ね５㎞以内となっていますが、徒歩や自転車による通学距離として適当とされる文部科学省の基準を参考とし、今後の適正化に向けて柔軟に対応していく必要があります。しかし、学校の統廃合が必要となる場合などには、隣接する学校間であっても、通学距離が遠距離となることも想定されることから、スクールバスの導入など、通学に対する新たな支援策についても併せて検討が必要です。

(3)　学校規模の適正化にかかる基本方針について

本市における学校適正規模・適正配置に関する基本的な方針については、以下のとおりとします。

①望ましい学校規模

区分	学級数	備考
小学校	１学年２学級以上（１２学級以上）	国標準と同様
中学校	１学年４学級以上（１２学級以上）	国標準と同様

②維持すべき学級規模（１学年１学級時）

区分	１学級当たりの児童・生徒数	備　考
小学校	２５人程度	※市内の平均的な学校規模を維持（R6年度時点）
中学校	３５人程度	

③望ましい適正配置の基準（通学距離）

区分	通学距離	通学時間（交通機関を利用）	備考
小学校	概ね４㎞以内	概ね１時間以内	国標準と同様
中学校	概ね６㎞以内	概ね１時間以内	国標準と同様

④学校規模適正化優先事項

1.小学校

内　　容	備考
ア．過小規模校の解消（＝複式学級の解消、1学級20人規模確保）	今後10年の計画
イ．１学年１学級（1学級２５人程度確保）	適正の範疇
ウ．１学年２学級以上（学級替えができる規模）	望ましい学校規模

ウとしながらも、対象校の数を考慮すると一度の再編は無理が生じるため、
イの学級内で複数のグループ編成が可能になる規模を適正規模の範疇とし、
まずアを目指して取り組む。

2.中学校

内　　容	備考
ア．１学年２学級以上（全学年クラス替えできる）	今後10年の計画
イ．１学年３学級以上（専科の教員が配置できる）	適正の範疇
ウ．１学年４学級以上（１２学級以上）	望ましい学校規模

ウとしながらも、対象校の数を考慮すると一度の再編は無理が生じるため、
イの専科の教員が配置できる（１学年３学級）規模を適正規模の範疇とし、
まずアを目指して取り組む。

(4)　各地域の学校適正規模・適正配置に係る適正化計画

前述までの基本方針等に基づく学校規模の適正化に係る具体的な計画（以下、「適正化計画」という。）については、令和 9 年度（2027 年度）から令和 32 年度（2050 年度）までの 24 年間を計画期間とし、今後のまちづくりの重要な指針である「持続可能都市西条 2050」の推進と連携を図りながら進めることとします。

また、喫緊の優先課題に取り組むための令和 17 年までをⅠ期とし、令和 32 年度までをⅡ期と設定するとともに、計画開始から 10 年程度を目途に、この間の計画の進捗や社会情勢の変化等を考慮して、必要な見直しを図ります。

この適正化計画では、各学校の児童生徒数の将来推計をもとに、原則として、統廃合による学校再編を進めることで、基本方針に沿った適正な学校規模の確保を図りますが、まずは、再編の必要性など共通理解を得ることが重要であることから、統合先やスケジュール等については、当該地域や関係者との協議の中で、具体案を示しながら検討を進めることとします。

併せて、地域性などに配慮するため、合併前の旧行政区や中学校区単位での再編を前提として検討を進めますが、統廃合によっても、校区内の小・中学校で十分な規模の確保や将来的な維持が困難であるなど、隣接する他の中学校区との一体的な検討が必要になる場合もあります。

このほか、教育施設の複合化に加え、小規模特認校や小中一貫教育といった特色ある教育の展開についても検討し、モデル校の設置などで小規模校の存続にも一定配慮した適正化を図ります。

なお、この適正化を実現するため、市長部局の関係部署との連携なども含め、必要に応じて推進体制等の詳細についても検討します。

（１）西条地域



１－１　西条北中学校区

①中学校　　【R32まで基本方針④-２中学校のウを満たす】

設置校		R7	R12	R17	R22	R27	R32
西条北中学校	生徒数	547	530	498	464	426	392
	クラス規模	全15学級	5学級35人	5学級33人	4学級39人	4学級36人	4学級33人

②中学校区内の小学校　　【それぞれR32まで基本方針④-１小学校のウを満たす】

設置校		R7	R12	R17	R22	R27	R32
西条小学校	児童数	478	445	405	358	323	294
	クラス規模	全17学級	3学級25人	2学級34人	2学級30人	2学級27人	2学級25人
神拝小学校	児童数	690	684	648	614	570	531
	クラス規模	全23学級	4学級29人	4学級27人	3学級34人	3学級32人	3学級30人

西条北中学校区では、西条北中学校のほか、校区内の西条小学校、神拝小学校ともに、令和 32 年まで方針の適正規模のまま推移する見込みであるため、適正化の必要はありません。

１－２　西条東中学校区

①中学校　　【R32まで基本方針④-２中学校のウを満たす】

設置校		R7	R12	R17	R22	R27	R32
西条東中学校	生徒数	387	387	377	389	394	392
	クラス規模	全11学級	4学級32人	4学級31人	4学級32人	4学級33人	4学級33人

②中学校区内の小学校　　【それぞれR32まで基本方針④-１小学校のイ以上を満たす】

設置校		R7	R12	R17	R22	R27	R32
玉津小学校	児童数	519	557	587	609	610	635
	クラス規模	全18学級	3学級31人	3学級33人	3学級34人	3学級34人	4学級26人
飯岡小学校	児童数	281	245	220	214	211	198
	クラス規模	全12学級	2学級20人	2学級18人	2学級18人	2学級18人	単学級33人

※　Ｒ７のクラス規模については、通常学級を記載（以降についても同様）
※　児童生徒数推計方法：５年ごとの増減率から単年度ごとの増減率を算出し、令和6年度の確定人数（R6.5.1現在の児童生徒数）から単年度の増減率を乗じて算出（以降についても同様）
（推計方法については国立社会保障・人口問題研究所に準拠）
※　本表では通常学級数を示し、小学校では全校児童数が60人以下の場合、中学校では全校生徒数が15人以下の場合は複式学級としている（以降についても同様）

西条東中学校区では、令和 32 年まで、西条東中学校と校区内の玉津小学校が、基本方針の適正規模のまま推移し、飯岡小学校も適正規模の範疇で推移する見込みであるため、適正化の必要はありません。

１－３　西条南中学校区

①中学校　　【R32まで基本方針④-２中学校のイを満たす】

設置校		R7	R12	R17	R22	R27	R32
西条南中学校	生徒数	383	345	306	283	267	255
	クラス規模	全11学級	3学級38人	3学級34人	3学級31人	3学級30人	3学級28人

②中学校区内の小学校　　【大町小はR32まで基本方針④-１小学校のウを満たすが、神戸小はR32では適正の範疇外となる】

設置校		R7	R12	R17	R22	R27	R32
大町小学校	児童数	548	489	459	435	415	400
	クラス規模	全18学級	3学級27人	3学級26人	3学級24人	2学級35人	2学級33人
神戸小学校	児童数	165	140	115	104	98	91
	クラス規模	全7学級	単学級23人	単学級19人	単学級17人	単学級16人	単学級15人

西条南中学校区では、令和 32 年まで、西条南中学校と校区内の大町小学校は適正規模で推移すると見込まれるものの、神戸小学校は単学級校の学級規模を維持できず適正化が必要になると見込まれます。

現在、神戸小学校は、今後の教育施設のあり方を模索していく中で、社会教育施設（神戸公民館）との複合化によるモデル校として既に着手していることから、西条南中学校区については、適正化の必要はないものとします。

１－４　西条西中学校区

①中学校　　【R17に基本方針④-２中学校のアを満たさないが、単学級規模は維持している】

設置校		R7	R12	R17	R22	R27	R32
西条西中学校	生徒数	156	130	110	101	96	90
	クラス規模	全6学級	2学級22人	単学級37人	単学級34人	単学級32人	単学級30人

②中学校区内の小学校　　【氷見小を除き、R17に基本方針④-１小学校のアを満たさず、氷見小もR32では適正の範疇外となる】

設置校		R7	R12	R17	R22	R27	R32
禎瑞小学校	児童数	50	44	38	38	39	36
	クラス規模	全5学級	複式学級7人	複式学級6人	複式学級6人	複式学級7人	複式学級6人
橘小学校	児童数	78	64	51	40	34	29
	クラス規模	全6学級	単学級11人	複式学級9人	複式学級7人	複式学級6人	複式学級5人
氷見小学校	児童数	141	128	122	118	112	105
	クラス規模	全6学級	単学級21人	単学級20人	単学級20人	単学級19人	単学級18人

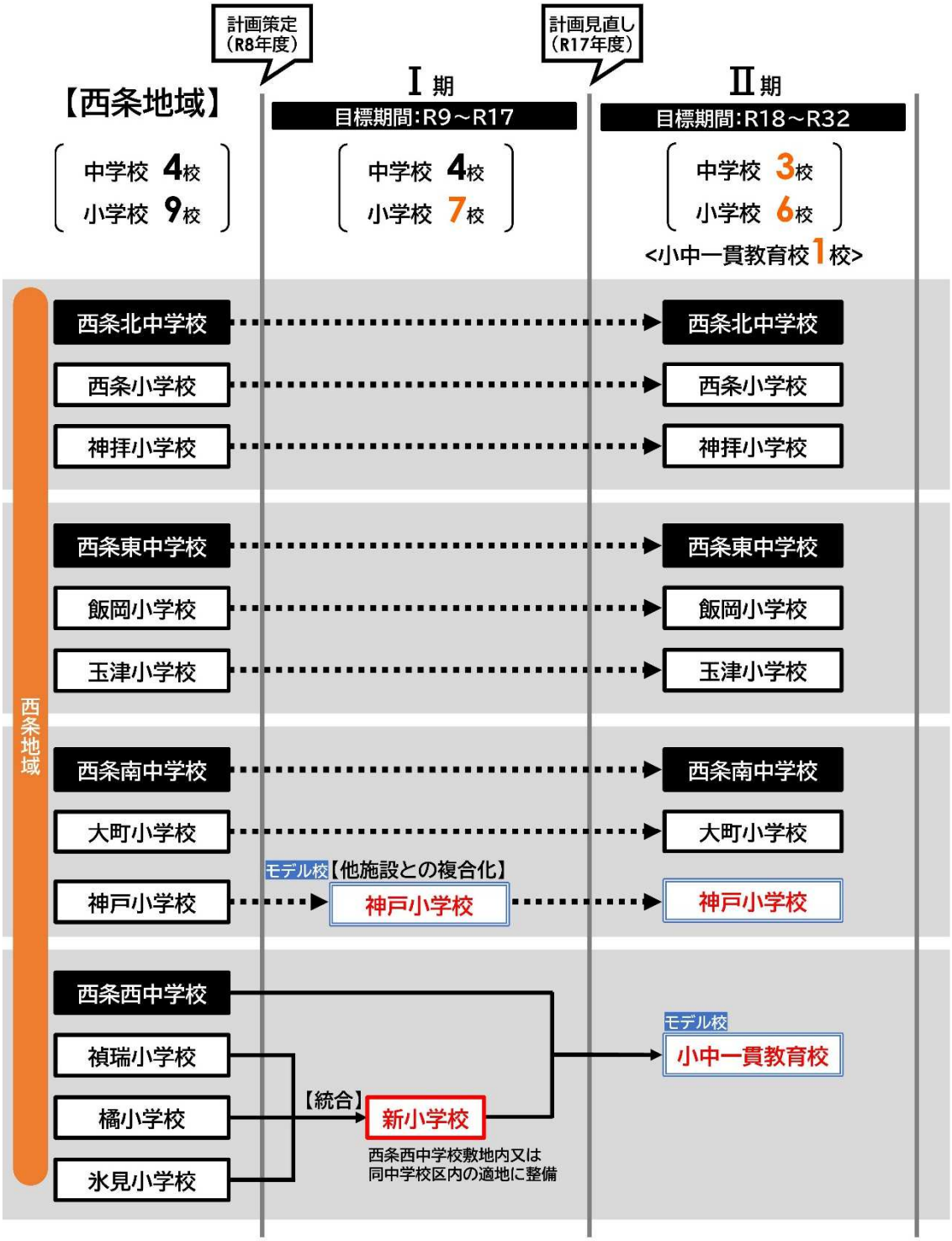
③【小学校の統合による推移】　　【3校統合により、R17に基本方針④-１小学校のウを満たし、R32でも適正の範疇となる】

統合対象校		R7	R12	R17	R22	R27	R32
禎瑞小学校	児童数	50	44	38	38	39	36
	クラス規模	全5学級	複式学級7人	複式学級6人	複式学級6人	複式学級7人	複式学級6人
橘小学校	児童数	78	64	51	40	34	29
	クラス規模	全6学級	単学級11人	複式学級9人	複式学級7人	複式学級6人	複式学級5人
氷見小学校	児童数	141	128	122	118	112	105
	クラス規模	全6学級	単学級21人	単学級20人	単学級20人	単学級19人	単学級18人
合計児童数	**児童数**	**269**	**236**	**211**	**196**	**185**	**170**
	クラス規模	-	**2学級20人**	**2学級18人**	**単学級33人**	**単学級31人**	**単学級28人**

西条西中学校区では、西条西中学校が、令和 17 年に単学級時の維持すべき学級規模は確保できると見込まれるものの、基本方針に基づくと対応が必要な状況であるとともに、校区内の小学校では、令和 17 年には、氷見小学校を除いて、複式学級がある学校になることが見込まれ、早急な適正化が必要な状況になっています。

このことから、Ⅰ期の計画期間において小学校は、禎瑞小学校、橘小学校、氷見小学校の 3 校について統合を目指します。令和 32 年までは小・中学校で一定の児童生徒数を確保できる見込みであることから、Ⅱ期計画では、西条西中学校と新設小学校の設置を一体的に検討し、小規模ながらも特色のある教育の展開を目指した小中一貫教育校の設置により、適正化を図るものとします。

西条地域の適正化計画



【Ⅰ期計画】

禎瑞小学校、橘小学校、氷見小学校の統合を図り、西条西中学校敷地内又は同中学校区内の適地に整備する。

【Ⅱ期計画】

モデル校として、Ⅰ期の統合小学校と西条西中学校による小中一貫教育校の設置を図る。

※　Ⅰ期計画期間終了時にⅡ期計画以降の見直しを図る。

（２）東予地域



２－１　東予東中学校区

①中学校　　【R32まで基本方針④-２中学校のイを満たす】

対象校		R7	R12	R17	R22	R27	R32
東予東中学校	生徒数	394	354	332	307	292	273
	クラス規模	全11学級	3学級39人	3学級37人	3学級34人	3学級32人	3学級30人

②中学校区内の小学校　　【R17に基本方針④-１小学校のア以上を満たすが、R32に多賀小を除き適正の範疇外になる】

対象校		R7	R12	R17	R22	R27	R32
壬生川小学校	児童数	215	203	186	168	148	132
	クラス規模	全9学級	単学級34人	単学級31人	単学級28人	単学級25人	単学級22人
多賀小学校	児童数	258	255	253	256	246	231
	クラス規模	全10学級	2学級21人	2学級21人	2学級21人	2学級21人	2学級19人
周布小学校	児童数	158	144	136	125	121	122
	クラス規模	全6学級	単学級24人	単学級23人	単学級21人	単学級20人	単学級20人
吉井小学校	児童数	111	86	68	57	53	49
	クラス規模	全6学級	単学級14人	単学級11人	複式学級10人	複式学級9人	複式学級8人

③【小学校の統合による推移】　　【3校の統合により、R32では適正規模となる】

統合・集約校		R7	R12	R17	R22	R27	R32
多賀小学校	児童数	258	255	253	256	246	231
	クラス規模	全10学級	2学級21人	2学級21人	2学級21人	2学級21人	2学級19人
周布小学校	児童数	158	144	136	125	121	122
	クラス規模	全6学級	単学級24人	単学級23人	単学級21人	単学級20人	単学級20人
吉井小学校	児童数	111	86	68	57	53	49
	クラス規模	全6学級	単学級14人	単学級11人	複式学級10人	複式学級9人	複式学級8人
合計児童数	**児童数**	**527**	**485**	**457**	**438**	**420**	**402**
	クラス規模	-	**3学級27人**	**3学級25人**	**3学級24人**	**2学級35人**	**2学級34人**

東予東中学校区では、東予東中学校が、令和 32 年まで適正規模の範疇で推移すると見込まれるものの、校区内の小学校では、吉井小学校が令和 17 年に単学級時の学級規模を維持できず、その後、複式学級のある学校となる見込みです。また、壬生川小学校と周布小学校については、令和 32 年には単学級時の学級規模を維持できず、適正規模の範疇外になると見込まれます。

このことから、吉井小学校について適正化を図る必要があることから、隣接する多賀小学校、周布小学校の３校の統合により、令和 32 年までに一体的に適正化を図ることとします。壬生川小学校については、Ⅱ期での児童数の推移を見ながら適正化の対応を検討することとし、現時点では現状のままとします。

２－２　東予西中学校区

①中学校　　【R17に基本方針④-２中学校のアを満たしているが、R32には適正の範疇外になる】

対象校		R7	R12	R17	R22	R27	R32
東予西中学校	生徒数	138	149	134	122	108	96
	クラス規模	全5学級	2学級25人	2学級22人	2学級20人	単学級36人	単学級32人

②中学校区内の小学校　　【それぞれR17に基本方針④-１小学校のアを満たすが、R32では適正の範疇外となる】

対象校		R7	R12	R17	R22	R27	R32
国安小学校	児童数	174	156	139	123	109	102
	クラス規模	全6学級	単学級26人	単学級23人	単学級21人	単学級18人	単学級17人
吉岡小学校	児童数	134	124	114	103	90	84
	クラス規模	全6学級	単学級21人	単学級19人	単学級17人	単学級15人	単学級14人

③【小学校の統合による推移】　　【2校の統合により、R32では適正の範疇となる】

対象校		R7	R12	R17	R22	R27	R32
国安小学校	児童数	174	156	139	123	109	102
	クラス規模	全6学級	単学級26人	単学級23人	単学級21人	単学級18人	単学級17人
吉岡小学校	児童数	134	124	114	103	90	84
	クラス規模	全6学級	単学級19人	単学級19人	単学級17人	単学級15人	単学級14人
合計児童数	**児童数**	**308**	**280**	**253**	**226**	**199**	**186**
	クラス規模	-	**2学級23人**	**2学級21人**	**2学級19人**	**単学級33人**	**単学級31人**

東予西中学校区では、東予西中学校とともに、校区内の国安小学校、吉岡小学校について、令和 32 年でそれぞれ単学級時の学級規模を維持できず、適正規模の範疇外になると見込まれます。

このことから、中学校では、Ⅰ期の計画での適正化が喫緊の課題となっている隣接の河北中学校と東予西中学校の統合を図ることで、一定規模の確保を見込む（※「2-3 河北中学校区」に詳細）ほか、小学校については、Ⅱ期にあたる令和 32 年までに国安小学校と吉岡小学校の 2 校で統合を図ることにより、適正規模の範疇で推移できる見込みです。

2－3　河北中学校区

①中学校　　【R17に基本方針④-２中学校のアを満たさない】

対象校		R7	R12	R17	R22	R27	R32
河北中学校	生徒数	120	90	77	67	55	45
	クラス規模	全5学級	単学級30人	単学級26人	単学級22人	単学級18人	単学級15人

②中学校区内の小学校　　【三芳小を除き、R17に基本方針④-１小学校のアを満たさず、R32では全て複式学級校となる】

対象校		R7	R12	R17	R22	R27	R32
三芳小学校	児童数	80	75	66	54	43	35
	クラス規模	全6学級	単学級13人	単学級11人	複式学級9人	複式学級7人	複式学級6人
楠河小学校	児童数	76	62	48	37	31	24
	クラス規模	全6学級	単学級10人	複式学級8人	複式学級6人	複式学級5人	複式学級4人
庄内小学校	児童数	60	50	46	45	39	33
	クラス規模	複式学級10人	複式学級8人	複式学級8人	複式学級8人	複式学級7人	複式学級6人

③【中学校の統合による推移】　　【2校統合により、R17に基本方針④-２中学校のアを満たすことができるが、R32では適正の範疇外となる】

統合・集約校		R7	R12	R17	R22	R27	R32
東予西中学校	生徒数	138	149	134	122	108	96
	クラス規模	全5学級	2学級25人	2学級22人	2学級20人	単学級36人	単学級32人
河北中学校	生徒数	120	90	77	67	55	45
	クラス規模	全5学級	単学級30人	単学級26人	単学級22人	単学級18人	単学級15人
合計生徒数	**生徒数**	**258**	**239**	**211**	**189**	**163**	**141**
	クラス規模	-	**2学級40人**	**2学級35人**	**2学級32人**	**2学級27人**	**2学級24人**

④【小学校の統合による推移】　　【3校統合により、R17に基本方針④-１小学校のイを満たすことができるが、R32では適正の範疇外となる】

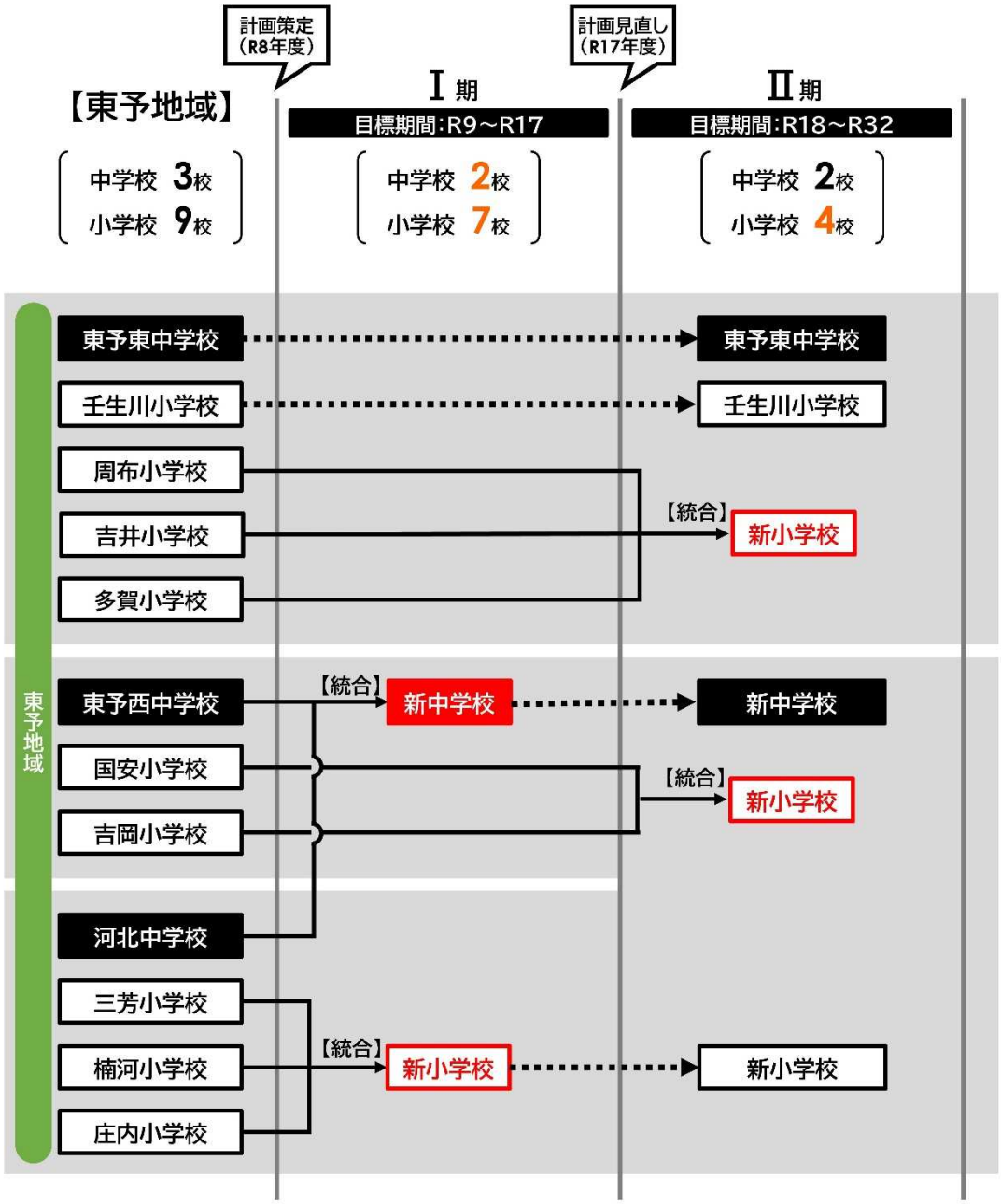
統合・集約校		R7	R12	R17	R22	R27	R32
三芳小学校	児童数	80	75	66	54	43	35
	クラス規模	全6学級	単学級13人	単学級11人	複式学級9人	複式学級7人	複式学級6人
楠河小学校	児童数	76	62	48	37	31	24
	クラス規模	全6学級	単学級10人	複式学級8人	複式学級6人	複式学級5人	複式学級4人
庄内小学校	児童数	60	50	46	45	39	33
	クラス規模	複式学級10人	複式学級8人	複式学級8人	複式学級8人	複式学級7人	複式学級6人
合計児童数	**児童数**	**216**	**187**	**160**	**136**	**113**	**92**
	クラス規模	-	**単学級31人**	**単学級27人**	**単学級23人**	**単学級19人**	**単学級15人**

河北中学校区では、河北中学校が、令和 17 年で単学級時の学級規模を維持できず、基本方針に基づき早急な対応が必要な状況となっています。また、校区内の小学校では、令和 17 年に三芳小学校を除き、複式学級がある学校となることに加え、令和 32 年には全学校に拡大する見込みで、同様に、早急な対応が必要な状況になっています。

このことから、小・中学校で、Ⅰ期の計画として適正化が必要な状況であり、中学校では、河北中学校と隣接する東予西中学校の 2 校で統合を図り、それでも令和 32 年では適正規模の範疇外になることが課題であるものの、クラス替えが可能となるなど一定規模を確保できる見込みです。

一方、小学校では、三芳小学校、楠河小学校、庄内小学校の 3 校で統合を図ることにより、複式学級の解消が図られるものの、やはり、令和 32 年では単学級時の学級規模を維持できないなど課題があることから、これら将来的な適正化の課題について、検討を継続する必要があります。

東予地域の適正化計画



【Ⅰ期計画】

東予西中学校、河北中学校の統合を図る。

三芳小学校、楠河小学校、庄内小学校の統合を図る。

【Ⅱ期計画】

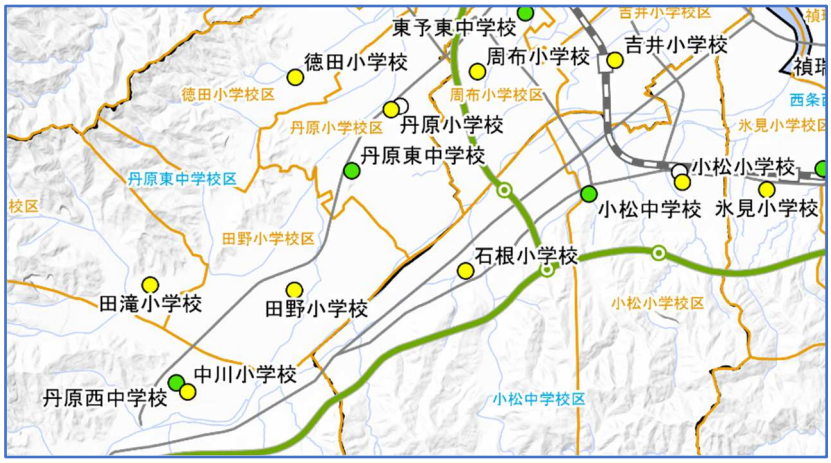
多賀小学校、吉井小学校、周布小学校の統合を図る。

国安小学校、吉岡小学校の統合を図る。

Ⅰ期の統合小学校、統合中学校の将来的な適正化を検討する。

※　Ⅰ期計画期間終了時にⅡ期計画以降の見直しを図る。

（３）丹原・小松地域



３－１　丹原東中学校区・丹原西中学校区

①　丹原東中学校区（中学校）　　【R17に基本方針④-２中学校のアを満たすが、R32では適正の範疇外となる】

設置校		R7	R12	R17	R22	R27	R32
丹原東中学校	生徒数	198	168	133	109	89	73
	クラス規模	全6学級	2学級28人	2学級22人	単学級36人	単学級30人	単学級24人

①-1　丹原東中学校区（中学校区内の小学校）　　【丹原小を除き、R17に基本方針④-１小学校のアを満たさず、丹原小もR32では適正の範疇外となる】

設置校		R7	R12	R17	R22	R27	R32
丹原小学校	児童数	226	188	156	132	110	94
	クラス規模	全10学級	単学級31人	単学級26人	単学級22人	単学級18人	単学級16人
徳田小学校	児童数	36	25	18	13	12	11
	クラス規模	複式学級6人	複式学級4人	複式学級3人	複式学級2人	複式学級2人	複式学級2人
田野小学校	児童数	63	57	46	35	27	23
	クラス規模	全6学級	複式学級10人	複式学級8人	複式学級6人	複式学級5人	複式学級4人
田滝小学校	児童数	9	8	4	1	1	1
	クラス規模	複式学級2人	複式学級1人	複式学級1人	1人校	1人校	1人校

②　丹原西中学校区（中学校）　　【R17に基本方針④-２中学校のアを満たさない】

設置校		R7	R12	R17	R22	R27	R32
丹原西中学校	生徒数	39	31	20	14	10	8
	クラス規模	全3学級	単学級10人	単学級7人	複式学級5人	複式学級3人	複式学級3人

②-1　丹原西中学校区（中学校区内の小学校）　　【R17に基本方針④-1小学校のアを満たさない】

設置校		R7	R12	R17	R22	R27	R32
中川小学校	児童数	67	51	34	24	19	15
	クラス規模	全6学級	複式学級9人	複式学級6人	複式学級4人	複式学級3人	複式学級3人

③【中学校の統合による推移】　　【2校統合により、R17に基本方針④-２中学校のアを満たすが、R32では適正の範疇外となる】

統合対象校		R7	R12	R17	R22	R27	R32
丹原東中学校	生徒数	198	168	133	109	89	73
	クラス規模	全6学級	2学級28人	2学級22人	単学級36人	単学級30人	単学級24人
丹原西中学校	生徒数	67	31	20	14	10	8
	クラス規模	全3学級	単学級10人	単学級7人	複式学級5人	複式学級3人	複式学級3人
合計生徒数	**生徒数**	**265**	**199**	**153**	**123**	**99**	**81**
	クラス規模	-	**2学級33人**	**2学級26人**	**2学級21人**	**単学級33人**	**単学級27人**

④【小学校の統合による推移】　　【5校統合により、R17年に基本方針④-１小学校のウを満たし、R32年で概ね適正の範疇まで維持できる】

統合対象校		R7	R12	R17	R22	R27	R32
丹原小学校	児童数	226	188	156	132	110	94
	クラス規模	全10学級	単学級31人	単学級26人	単学級22人	単学級18人	単学級16人
徳田小学校	児童数	36	25	18	13	12	11
	クラス規模	複式学級6人	複式学級4人	複式学級3人	複式学級2人	複式学級2人	複式学級2人
田野小学校	児童数	63	57	46	35	27	23
	クラス規模	全6学級	複式学級10人	複式学級8人	複式学級6人	複式学級5人	複式学級4人
田滝小学校	児童数	9	8	4	1	1	1
	クラス規模	複式学級2人	複式学級1人	複式学級1人	1人校	1人校	1人校
中川小学校	児童数	67	51	34	24	19	15
	クラス規模	全6学級	複式学級9人	複式学級6人	複式学級4人	複式学級3人	複式学級3人
合計児童数	**児童数**	**401**	**329**	**258**	**205**	**169**	**144**
	クラス規模	-	**2学級27人**	**2学級22人**	**単学級34人**	**単学級28人**	**単学級24人**

丹原地域の丹原東中学校区と丹原西中学校区では、丹原東中学校が、令和 32 年で単学級時の学級規模を維持できず、適正規模の範疇外になる見込みのほか、校区内の小学校である丹原小学校、徳田小学校、田野小学校、田滝小学校の 4 校について、令和 17 年で丹原小学校を除き、複式学級がある学校になると見込まれることから、基本方針に基づくと早急な対応が必要な状況であるとともに、丹原小学校についても、令和 32 年には適正規模の範疇外になると見込まれています。

次に、丹原西中学校では、令和 17 年で単学級時の学級規模を維持できない状況であるとともに、以降は、複式学級になることが見込まれるなど、最も早急な対応が必要な状況になっています。また、校区内の中川小学校では、令和 17 年には複式学級が生じていると見込まれることから、同様に、早急な対応が必要な状況になっています。

このように、丹原地域においては、丹原小学校を除く全ての小学校について、基本方針に基づき、Ⅰ期の計画で早急に適正化を図る必要があるものの、それぞれの学校規模が小さく、一定の規模まで集約を図るにも、地域全体として大規模な再編を考えなければならない厳しい状況にあります。

ここで、中学校では、丹原東中学校と丹原西中学校の 2 校で統合を図る必要がありますが、統合によっても、令和 32 年で単学級の学級規模を維持できなくなると見込まれることが課題となっています。

また、小学校では、原則として、丹原小学校、徳田小学校、田野小学校、田滝小学校、中川小学校の 5 校で統合を図ることで、令和 32 年まで概ね適正規模の範疇を維持できると見込まれるものの、これら再編の規模などを考慮すると、自然環境に恵まれた地域資源などを活かしながら、小規模特認校のモデル設置といった特色ある教育の展開についてもあわせて検討することにより、当該地域の負担にも一定の配慮をもって適正化を図ることとします。

一方、将来的な適正化の課題についても、検討を継続する必要があります。

3－2　小松中学校区

①中学校　　【R17に基本方針④-２中学校のアを満たすが、R32では適正の範疇外となる】

設置校		R7	R12	R17	R22	R27	R32
小松中学校	生徒数	200	169	125	101	86	76
	クラス規模	全6学級	2学級28人	2学級21人	単学級34人	単学級29人	単学級25人

②中学校区内の小学校　　【石根小がR17に基本方針④-１小学校のアを満たさず、小松小もR32では適正の範疇外となる】

設置校		R7	R12	R17	R22	R27	R32
小松小学校	児童数	251	185	152	129	113	96
	クラス規模	全11学級	単学級31人	単学級25人	単学級22人	単学級19人	単学級16人
石根小学校	児童数	77	53	36	30	24	21
	クラス規模	全6学級	複式学級9人	複式学級6人	複式学級5人	複式学級4人	複式学級4人

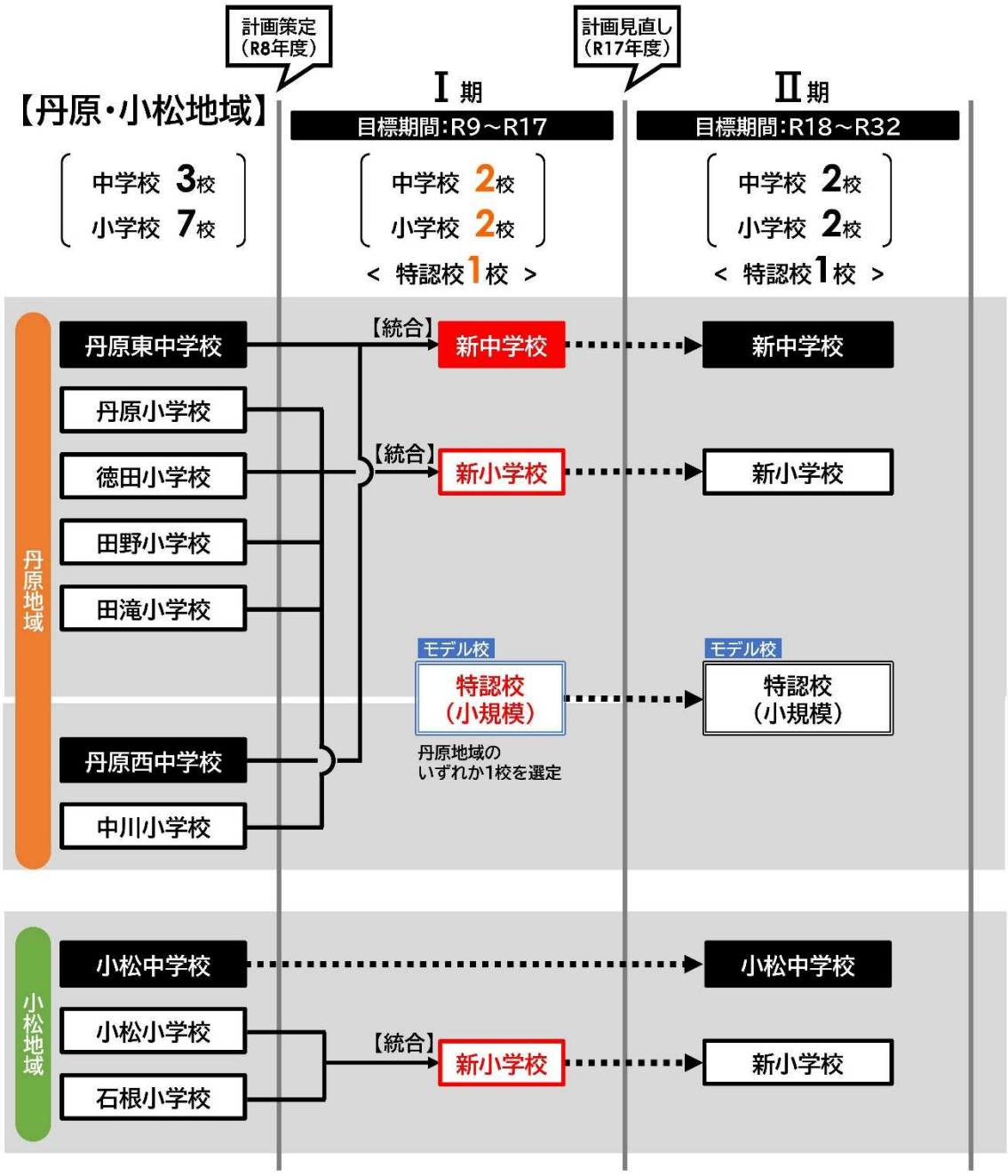
③【小学校の統合による推移】　　【2校統合により、R17に基本方針④-１小学校のイを満たすが、R32では適正の範疇外となる】

統合対象校		R7	R12	R17	R22	R27	R32
小松小学校	児童数	251	185	152	129	113	96
	クラス規模	全11学級	単学級31人	単学級25人	単学級22人	単学級19人	単学級16人
石根小学校	児童数	77	53	36	30	24	21
	クラス規模	全6学級	複式学級9人	複式学級6人	複式学級5人	複式学級4人	複式学級4人
合計児童数	**児童数**	**328**	**238**	**188**	**159**	**137**	**117**
	クラス規模	**-**	**2学級20人**	**単学級31人**	**単学級27人**	**単学級23人**	**単学級20人**

小松地域で唯一となる小松中学校区では、小松中学校が、令和 32 年で単学級時の学級規模を維持できず、適正規模の範疇外になるほか、校区内の小学校について、令和 17 年には、石根小学校で複式学級が生じていると見込まれるため、基本方針に基づくと早急な対応が必要であるとともに、小松小学校についても、令和 32 年には単学級時の学級規模を維持できず、適正規模の範疇外になると見込まれます。

このことから、小松地域では、中学校で令和 32 年までに適正化が必要であるものの、地域内で統合を図れないことが課題であるほか、小学校では、Ⅰ期の計画で、小松小学校と石根小学校の統合により、適正規模の範疇まで集約を図る必要があるものの、令和 32 年には適正規模を維持できなくなる見込みであるなど、これら課題については、将来的な検討を継続する必要があります。

丹原・小松地域の適正化計画



【Ⅰ期計画】

丹原東中学校、丹原西中学校の統合を図る。

丹原小学校、徳田小学校、田野小学校、田滝小学校、中川小学校の統合を図る。

小松小学校と石根小学校の統合を図る。

丹原地域でモデル校として小規模特認校の設置を検討する。

【Ⅱ期計画】

丹原地域の統合中学校、小松中学校の適正化を検討する。

丹原地域の統合小学校、小松地域の統合小学校の適正化を検討する。

※　Ⅰ期計画期間終了時にⅡ期計画以降の見直しを図る。

5　学校再編にあたって配慮すべき事項

本計画に基づく学校再編によって、一定の集団規模が確保できることにより、より良い教育環境が得られるという反面、児童生徒の環境が大きく変わることなどへの配慮が必要となります。また、保護者や地域住民をはじめ、多くの関係者に様々な影響を及ぼすことを踏まえ、保護者、学校、地域等と連携し、不安の解消や負担の軽減に努める必要があります。

(1)　児童生徒への配慮

・再編前から学校間の合同授業や行事等の交流事業を計画的に実施し、児童生徒の環境の変化による不安等の解消を図ります。

・学校再編に先立って、学習規律や生活規律等に関するルール、生徒指導の方針・基準等について学校間で調整し、再編前から統一したルールで学校生活が送れるよう努めます。

・特別支援学級については、教員の配置や支援員を含め、個々の特性に寄り添った対応が図れるよう環境を整えます。

・特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対しては、「個別の教育支援計画」等を引き継ぎ、一貫した支援等を行えるよう配慮します。

(2)　通学への配慮

・通学路の変更に伴う危険箇所の再点検を行い、通学の安全対策に努めます。

・地域と連携し、再編後の新しい学区全体で児童生徒の登下校の安全確保に努めます。

・必要に応じて、歩道の整備やスクールゾーンの再設定、カーブミラー、街灯、横断歩道、信号機等の設置を道路管理者や警察署等に要請します。

・通学用バスについては、児童生徒の安全性や利便性を考慮した計画とします。

・公共バスの活用についても、関係機関と調整を行うなど、運行時刻や運賃など検討し、児童生徒の登下校における保護者の負担軽減に努めます。

・通学区域の弾力的運用について、教育上の影響等に留意しつつ、児童生徒や保護者の意向に対する配慮や選択の機会について検討を図っていきます。

(3)　施設・設備面の配慮

・学校再編に伴い、再編後の学校における学習内容、学習形態、施設の老朽化に応じた施設整備を検討します。

(4)　保護者への配慮

・学校再編に伴う情報は、可能な限り早期に保護者への情報提供を行います。

・再編に先立って、学校行事等において、保護者同士の交流ができるようにします。

(5)　放課後児童クラブ利用者への配慮

・子どもたちの安全性の確保の観点から、再編後の小学校施設内又は隣接地での設置を基本とします。今までのクラブから再編後に通う学校が遠方になることにより、保護者の勤務先からの迎えの時間に支障が生じるほか、新たな課題が想定されるため、随時対応を検討することとします。

(6)　地域の拠点機能としての配慮

・再編となる学校においても、可能な限り各地区の行事と連携した学校行事を計画するなど、地域と連携した学校運営に取り組むよう働きかけます。

・学校運営協議会委員については、再編前の各地区からバランス良く委嘱するなどの配慮を行います。

・再編に伴い閉校となる学校の歴史の継承に努めます。

・跡地の利活用については、関係機関と連携して早期に検討を始め、利活用については、地域の意向に配慮したうえで、公共的な団体等による事業活動や、民間の専門性や企画力を生かし、地域の活性化につながる活用を検討します。なお、地域での活用の要望があれば、引き続き地域での利用ができるよう配慮します。

6　学校適正規模・適正配置の進め方

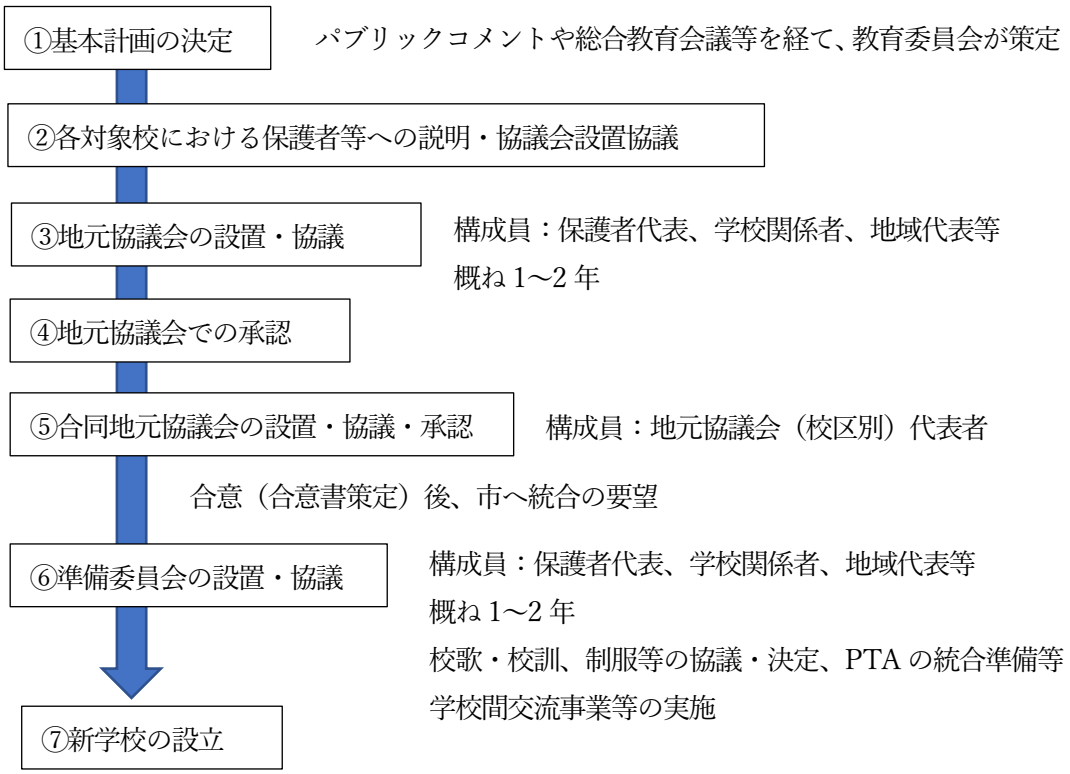
本計画を進めていくに当たり、まずは、対象となる保護者や地域住民等に対し、説明会などを通じて、公立小中学校の現状や児童生徒数の将来的な見通し等を示すとともに、学校において必要となる一定規模を確保するための基本方針や地域別適正化計画を示しながら、十分な共通理解が得られるよう取り組みます。

また、本計画に定めていない適正化計画の詳細などは、対象となる各学校の関係者で組織する地元協議会を設置の上、再編等に係る協議の中で、合意形成を図りながら進めることとします。

当該地元協議会において、保護者や地域住民等の理解が得られた場合は、準備委員会への移行により、新しい学校の校歌・校訓、制服等に関する協議やPTA等の統合準備などを進めるとともに、再編となる学校間での交流事業等にも取り組みます。

なお、再編スケジュールなどの詳細は各協議会での協議の進捗により異なりますが、地元協議会の設置から新しい学校の設立まで、概ね3～4年程度を要すると考えています。

＜概要＞



西条市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本計画
発　行　令和８年 10 月
発行者　西条市教育委員会
編　集　西条市教育委員会事務局 学校政策課
〒793-8601　西条市明屋敷 164 番地
TEL　0897-52-1658（学校政策係）
Mail　gakkoseisaku@saijo-city.jp